

西川町管理に係る制作物の使用及び二次利用に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西川町（以下「町」という。）が管理する映像、音楽、写真、記事、デザインその他の制作物（以下「制作物」という。）の使用及び二次利用について、必要な事項を定め、制作物の適切な管理及び有効活用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「使用」とは、制作物を複製、掲載、上映、配布等することをいい、「二次利用」とは、当初の制作目的又は町の内部利用の範囲を超えて使用することをいう。

(対象となる制作物)

第3条 本要綱の対象となる制作物は、次に掲げる町が管理する制作物とする。

- (1) NETWORK にしかわ
- (2) 町公式ホームページ及び公式 SNS
- (3) その他町が管理する制作物

(申請)

第4条 制作物の使用又は二次利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、制作物使用・二次利用申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。ただし、町があらかじめ自由利用を認めている制作物については、この限りでない。

(承認)

第5条 町長は、前条の申請内容を審査し、適当と認めるときは、使用又は二次利用を承認するものとする。

2 次のいずれかに該当すると認める場合は、使用又は二次利用を承認しないことができる。

- (1) 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的とする場合
- (3) 町の信用又は品位を損なうおそれがある場合
- (4) 第三者の権利を侵害するおそれがある場合
- (5) その他町長が不適當と認める場合

(決定の通知)

第6条 町長は、使用又は二次利用の承認又は不承認を決定したときは、速やかにその決定内容を申請者に通知するものとする。

(使用条件)

第7条 承認を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された目的及び範囲内で使用すること
- (2) 改変する場合は、事前に町と協議すること
- (3) 出典を「西川町」と明示すること
- (4) 第三者に再利用させないこと

(使用料)

第 8 条 制作物の使用及び二次利用は、原則として無償とする。

(承認の取消)

第 9 条 町長は、この要綱又は承認条件に違反したと認めるときは、承認を取り消すことができる。

(免責)

第 10 条 制作物の使用又は二次利用により生じた損害等について、町は責任を負わない。

(補則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。